

独立行政法人海技教育機構賛助会員制度規程

平成 30 年 3 月 28 日

海技教育機構規程第 25 号

最終改正 令和 2 年 1 月 24 日海技教育機構規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の業務目的に賛同し、支援、協力しようとする者による賛助会員制度の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 賛助会員（以下「会員」という。）の入会、退会その他必要な事項は本規程の定めるところによる。

(会員資格)

第 2 条 会員は、機構の業務に賛同して入会した個人又は法人その他の団体とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることができない。

- (1) 第 9 条の規定により除名された者又は同条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかの事由に該当すると認められる者
- (2) 第 9 条の規定に該当する事由がある場合において、自ら退会した者
- (3) 反社会的勢力との関係がある者又はその疑いがある者
- (4) その他前各号に準じる会員となるに相応しくない事由のある者

(入会)

第 3 条 会員になろうとする者（以下「申込者」という。）は、賛助会員申込書（第 1 号様式）を理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、賛助会員申込書の提出があったときは、独立行政法人海技教育機構寄附金等受入規程（令和 2 年規程第 9 号。以下「寄附金等受入規程」という。）第 4 条に定める寄附受入等審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を行わせるものとする。

3 第 1 項の規定に基づき理事長の承認を受けた申込者は、次条第 2 項に定める会費を支払った時に、会員資格を取得するものとする。

4 理事長は、前条第 2 項各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、申込者の入会を拒否しなければならない。

5 会員は、第 8 条または第 10 条の規定に該当する事由が発生しない限り、次条に定める会費の納入によって、翌事業年度も継続して会員になることができる。

(会費)

第 4 条 会費は年会費とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを一事業年度とする。

2 会費は、次の各号に定める会員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人賛助会員 1 口 5 千円（1 口以上）
- (2) 団体賛助会員 1 口 5 万円（1 口以上）

- 3 前条第 1 項に基づき理事長の承認を受けた申込者は、前項に定める会費を機構の指定する期日までに、機構の指定する方法により納入しなければならない。翌事業年度も継続して会員になろうとする者は、機構の指定する方法によりこれを納入しなければならない。
- 4 会費の額は、年度途中で入会した者についても同額とする。

(既納の会費)

第 5 条 既納の会費は、原則として返還しない。

(会費の使途)

第 6 条 会費は、次の各号に定める事業に使用するものとする。

- (1) 機構が行う教育及び訓練の充実
  - (2) 機構が行う調査研究活動の充実
  - (3) 機構が行う海事思想普及活動の充実
- 2 会費の使途の特定は、別に定める。

(届出事項の変更)

第 7 条 賛助会員は、住所、団体・法人名、氏名、連絡先等に変更があった場合及び翌年度の会費口数を変更する場合には、賛助会員変更届（第 2 号様式）により理事長に届け出なければならない。

(退会)

第 8 条 会員は、賛助会員退会届（第 3 号様式）を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委員会の審査を経て、除名することができる。

- (1) 本規程その他の機構の規程に違反したとき
  - (2) 機構の事業を妨げ又は妨げようとしたとき
  - (3) 機構に対し、財産上の不当な利益又は便宜の供与（有形無形を問わない）を求めたとき
  - (4) 故意又は過失の有無を問わず、機構の名誉を傷つけ又は信用を失わせる行為その他、賛助会員制度の目的に反する行為をしたとき
  - (5) その他、会員としてふさわしくない事由が認められたとき
- 2 会員を除名するときは、前項第 1 号から第 5 号までの事由のいずれかに該当するか及び次項に定める異議の申立てを行うことができることを示して、当該会員に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた会員は、当該通知を受け取った日から 1 ヶ月以内に理事長に対して異議の申立てを行うことができるものとする。
- 4 理事長は、前項の申立てがあった場合は、委員会に再度審査を行わせなければならない。
- 5 理事長は、前項の再審査結果をふまえ、異議申立の可否を会員に通知する。

(資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体、法人が解散したとき
- (3) 会員について破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続き又は特別清算の各申立てがあったとき
- (4) 除名されたとき

(特典)

第 1 1 条 会員は、会員資格を取得した日以降、機構の活動に関する情報の提供、会員向け報告・見学会への参加その他機構が定める特典を受けることができる。

2 機構は、いかなる会員に対しても、前項に定めるもののほか、他に何らの利益も提供しない。

(免責事項)

第 1 2 条 機構は、賛助会員制度の適正な運営に努めるが、賛助会員制度の中断、運営の停止又は廃止等によって会員に損害が生じても機構は免責されるものとする。

(会員情報の取り扱い)

第 1 3 条 機構は、会員の氏名、名称を当該会員の承諾なく公表しない。

2 前項のほか、会員情報の取り扱いについては、独立行政法人海技教育機構個人情報の保護に関する規程（平成 1 8 年規程第 6 号）その他関係法令等の定めによる。

(庶務)

第 1 4 条 賛助会員制度に関する庶務は、企画調整部で行う。

(その他)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年海技教育機構規程第 1 0 号）

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。